

国内経済要録

◇沖縄の復帰に伴う通貨交換の実施について

政府は、沖縄の復帰に伴うアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換比率を、アメリカ合衆国通貨1ドルにつき305円と決定(昭和47年5月13日、大蔵省告示第59号)、これに基づく通貨交換は5月15日から20日までの間、以下のとおり行なわれた。

交換件数	290,570件
米ドル回収額	103,469千ドル
円支払額	31,558百万円

◇非居住者自由円勘定の増加額に対する準備預金制度の準備率の設定について

日本銀行は、海外短資の流入抑制に資するため、非居住者自由円勘定にかかる債務全体について次のとおり基準期間および増加額に対する準備率を設定し、6月1日から実施した(従来の非居住者自由円勘定にかかる預金の残高についての準備率は5月31日限り廃止)。

基準期間	昭和47年4月21日から5月20日までの期間
準備率	基準期間中の平残をこえる増加額につき100分の25

◇対外経済緊急対策について

政府は最近の内外経済動向にかんがみ、5月23日、7項目からなる「対外経済緊急対策」を閣議決定した。これは昨年6月決定のいわゆる「円対策8項目」を補完し、当面の内外経済均衡を達成するためのものである。概要次のとおり。

(1) 財政金融政策の機動的な展開

公共事業等の繰上げ実施を促進するとともに、金融

面からは貸出金利のいっそうの引下げを図ることとし、このため預貯金の金利を中心に各種金利の引下げを進める。

(2) 輸入促進対策

輸入割当て枠の拡大、割当て方法の改善、流通機構の合理化などを図り、輸入の増大に努める。

(3) 輸出取引秩序の維持

輸出取引秩序の維持を図るため業界の自主的努力を一段と促す。さらにこれを補うため現行法令の機動的な運用を図るほか、実情の掌握や対策を進めるために必要な措置をとる。

(4) 資本輸出対策

資本輸出を促進するため居住者による外国非上場証券取得の自由化を行なうとともに、公社債市場の整備などによって国際機関、外国政府など国際的に評価の確立している優良先について円建て債の円滑な発行に努める。

(5) 外貨の活用対策

イ、外国為替公認銀行に対する外貨預託を通じて対外債務の取入れなどを抑制するほか、資源開発や国際機関への資金協力などにより外貨の多角的活用を図る。

ロ、日本輸出入銀行による輸入金融と海外投資金融を拡充し、アンタイトのバンク・ローンが可能とするに必要な制度改正を行なう。

(6) 経済協力の推進

政府借款のアンタイピングを一般的に可能にするよう、所要の制度改正を行なう。

(7) 緊急立法措置

これらの諸対策中、法の改正を必要とするものについては、すみやかに立法措置(注)を採る。

(注) 日本輸出入銀行法、海外経済協力基金法等所要の法改正を「対外経済関係調整特別措置法」に一体化、6月2日国会に提出。